会 議 記 録

会	議名	称	第 70 回 杉 並 区 環 境 清 掃 審 議 会
日	時		平成30年5月22日(火)午前9時30分~午前11時28分
場	 所		区役所第4会議室(中棟6階)
出	委員	員 名	柳下会長、竹内副会長、脇坂委員、けしば委員、渡辺委員、山﨑委員、
			六車委員、松木委員、内藤委員、住田委員、清水委員、鹿野委員、斉藤委員、
			金野委員、岡村委員、植田委員、中川委員
席			(17名)
者		側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、みどり公園課長、みどり施策担当課
	区		長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、建築課長
傍 聴 者 数			0名
			第69回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案)
			杉並区環境基本計画の改定について
配	事	前	杉並区一般廃棄物処理基本計画の改定について
	7	נימ	「杉並区みどりの基金」の運営状況について
付			「杉並区緑地保全方針」モデル地区での取組と今後の進め方について
資			杉並もったいない運動の取組について
料		日	席次表
等	当		次第
寸			大規模建築物等の報告
			「杉並区緑地保全方針」の報告に関する追加資料「モデル地区での屋敷林・
			農地の保全取組」
会議			議事内容
			確認事項
			第69回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案)の確認
			報告事項
			「杉並区環境基本計画」の改定について
			「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について
次			「杉並区みどりの基金」の運営状況について
第			「杉並区緑地保全方針」モデル地区での取組と今後の進め方について
			大規模建築物等に関する報告
			「杉並もったいない運動」の取組について
			その他

第70回環境清掃審議会発言要旨 平成30年5月22日(火)

発言者

発言要旨

環境課長

皆様、おはようございます。環境課長です。

定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、ただいま17名の出席をいただいておりますので、定足数に達しております。したがいまして、第70回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しております。

なお、本日の傍聴者は現時点ではございません。

では、会長より開会宣言をお願いいたします。

会 長 ただいまから第70回の杉並区環境清掃審議会を開会いたします。

では、事務局から説明をお願いします。

環 境 課 長 初めに、委員の変更がございましたのでそのご紹介と、それから、今年度第1

回目の審議会となりますので、説明員が一部交代しておりますので紹介させてい

ただきたいと存じます。

まず、杉並区議会の都市環境委員会の委員の変更がございましたので、5月21日付で当審議会の委員も変更になりました。

R委員でございます。

R 委員 よろしくお願いいたします。

環境課長 Q委員でございます。

Q 委 員 よろしくお願いします。

環境課長 R委員とQ委員には、席に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承

ください。

続きまして、4月1日付で、東京中央農業協同組合の委員が交代されましたの

で、ご報告させていただきます。

次に、説明員を紹介します。

ごみ減量対策課長です。

ごみ減量対策課長 | どうぞよろしくお願いいたします。

環境課長 | 杉並清掃事務所長です。

杉並清掃事務所長 よろしくお願いします。

環境課長
杉並清掃事務所方南支所担当課長です。

方南支所担当課長 よろしくお願いいたします。

環境課長 みどり施策担当課長です。

みどり施策担当課長

よろしくお願いいたします。

環境課長

どうぞよろしくお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第をあわせてご覧いただきたいと存じます。次第の(1)から(4)と(6)につきましては、事前に皆様に郵送させていただいております。次第の(5)「大規模建築物等に関する報告について」、また、(4)の報告に関する追加資料を本日お席に配付させていただいております。

ご確認の上、もし足らないようでございましたら、手を挙げていただければ事 務局からお渡しいたします。

では、本日の議事ですが、初めに前回の会議記録の確認をお願いします。次に「環境基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」を改定いたしましたので、ご報告、さらにあわせて4件のご報告をさせていただきます。

会長、お願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

それでは、早速に議題に入りたいと思います。

まず最初に、前回、12月の69回目の審議会の議事録がお手元にあると思います。事前に郵送させていただいていますが、いかがでしょうか。何かコメント、ご意見ありませんか。

ないようですので、69回会議記録(案)の「案」をとらせていただきたいと思 います。

では、続きまして「環境基本計画の改定」に入らせていただきます。お願いします。

環境課長

「環境基本計画」と「一般廃棄物処理基本計画」の改定につきましては、昨年、長時間にわたり皆さんにご議論いただき、そして昨年10月25日には、答申を 区長宛てにいただいたところです。

今般、その改定案を策定して、区議会の都市環境委員会へは本年の2月21日に報告し、その後、区民意見の提出手続、いわゆるパブコメでございますが、こちらを経まして、4月に計画の改定を決定いたしました。

意見の概要と区の考え方、修正を行った事項などにつきましては、お手元の資料1と2のとおりです。

では簡単に、「環境基本計画」についてご報告をさせていただきます。 まず資料1をお手元にご用意ください。

平成30年3月1日に「環境基本計画」の改定案を公表し、区民等の意見提出手続を、記載の1の(1)でございますが、平成30年3月1日から3月30日まで実施いたしました。

公表は、「広報すぎなみ」の3月1日号、それからホームページ、文書による 閲覧は記載のとおりの場所で行ったところでございます。

意見提出の実績ですが、個人が4件、団体5件の計9件で、項目は延べ43項目でした。

別紙1には、いただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方を記載しています。

主な意見といたしましては、再生可能エネルギーを進めていってはどうかということや、みどりに関すること、また、生物多様性と自然環境に関するようなことが区民意見として挙がってきたところでございます。

それに対しまして、別紙2「杉並区環境基本計画(改定案)の修正一覧」では、そうしたご意見などを承った後に改定案を修正した一覧でございます。

一番右の欄でございますが、「修正理由」に星印がついていますが、こちらは、区民等の意見をいただいて、その意見を踏まえた修正が10件ございます。その他に2件ございますが、こちらは、私どもの誤記などを修正したものでございます。

まず、この表の一番上のNo. 1 というところをご覧いただきますと、こちらは、今上天皇がご退位なさるということでございますので、平成32年度以降の表記は、平成の表記と西暦の表記と合わせて記載するように修正いたしました。

No. 2 については、これは、次世代自動車の燃料の由来を正確に記すべきだというご意見があり、そのように修正したものです。

No. 3 と、No. 12については、緑被率の注釈をわかりやすくいたしました。

No. 4 とNo. 7 は、本庁舎について、省エネ機器などについて正しい表記にせよというようなご意見があり、そのように修正いたしました。

先ほど申し上げましたように、その他は誤記による修正、あるいは助詞の扱い 方が間違っていたものを修正いたしました。

お手元には、「杉並区環境基本計画」の「案」がとれたものをあわせてお配り してございます。中身については、これまでご議論していただいておりますし、 ご説明もさせていただいておりますので、割愛させていただきたく存じますが、 全体の構成は、計画期間は、先般来申し上げておりますように平成33年度、2021 年度までということになります。大幅な柱立ては変更してございませんが、物によっては、目標を達成しているようなものは上方修正を行っている箇所もございます。

78ページ、79ページをお開きいただきたいと存じますが、「地球温暖化対策実 行計画」についてもご議論いただいたところです。

78ページの「事務事業編」というのは、既に杉並区役所が持っている指針でございまして、今般新たに、79ページの「区域施策編」というのを設定いたしました。こちらは平成42(2030)年までに、杉並区の温室効果ガス排出量を平成12年度比で30%削減するといたしました。これは暫定でございますが、こちらについては、会長からもいろいろご意見を承り、当面はこの目標とするということにいたしました。そして、平成33年度までですので、次の大きな改定のときに、また改めて詳細を検討するということにしております。

私からの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

以上の点につきまして、お気づきの点いかがですか。ご意見等いかがでしょうか。お願いします。

新聞などによれば、政府は、平成が間もなく終わる現在、表記は西暦に一本化するという話を検討しているという記事が出ていますが、方針の変更というのは何か具体化しているのですか。

環境課長

今のところ、国あるいは東京都などから、通知ですとか通達ですとか、そういったものは一切来てございません。

平成と西暦を併記しているというのは、行政計画、区の大きな総合計画、実行計画がございまして、こちらも今見直しをしているところですが、前につくった計画が継続しているものも中にはございますので、平成を併記しておかないとわかりにくいということもあり、併記をしたという流れでございます。

今後については、元号と西暦の取り扱いについては、例えば政府などから地方 自治体へも指示などがあれば、そのようにしてまいりたいとは思います。

会 長

それから、実行計画のスタイルを初めてこうやって第6章として再確認しているわけですが、形式的にはこれで十分に事は足りると思いますが、温暖化対策という観点で、関係のところに徹底をしたり、わかりやすく説明しようとしたときには、中身は「環境基本計画」のしかるべきところだよと、ここは目標値は書いていませんよね。これだと多分、一般にはなかなか理解が深まらないのではない

かと思います。この辺のことをこれからどうされるのですか。

環境課長

もちろん、会長がおっしゃいましたように区の計画ですから、こういった書き ぶりになる、こういった冊子のつくり方になるというのは、ご理解いただきたい と存じます。ただ、これを実行に移すときには、まず区の行政計画の中に実行計 画があり、それは予算の裏づけがあるものでございます。「環境基本計画」の中 の取組事項については、予算を張り、そして毎年度実施をしていく。

そのときには、まず1点は、予算が伴いますので区議会でご審議をいただいて おります。例えば環境施策であればどういったことに取り組んでいくかというと ころをご議論させていただくこともございます。また、再生可能エネルギーを進 めていくということで、低炭素化推進機器の助成制度を区民の方にご案内すると きは、広報ですとか、ホームページですとか、そういったところで区民の皆様に お伝えしていきます。

また、高井戸の環境活動推進センターには、さまざまな環境団体の皆様もお集 まりでございますので、そういった皆様にお話をすると同時に、その方たちがま た、まちの中でそういったことを広めていただくというようなことにも留意して いくということでございます。

会 長

私の子供たちも孫も杉並区でお世話になっているわけですけれども、杉並区は 一体どういう戦略で温暖化対策をやるのかといったときに、要するに、本文みた いなものが78ページ、79ページにあって、その中身はどこにあるのか、わかりづ らい。こういうスタイルだと、一般の方は行政文書になれていませんので、ほと |んど耳に入らないし、頭に入らないということで申し上げたのです。 どうやって これをわかりやすくしますか。

環境課長 | 今お配りしているものは、庁内印刷と申しまして、私どもの中で印刷したもの でございます。これは7月頃に現在の「環境基本計画」のように、製本といいま すか、この状態にさせていただきます。

> これを発行するときにあわせて概要版をつくります。その概要版のほうを見て |いただければ、今、会長がおっしゃっているようなことが一目瞭然にわかるよう |に工夫をして、一般の区民の方がわかりやすいように、したいと思っています。

会 長

わかりました。

何かお気づきの点ないですか。

どうぞ、お願いします。

委 G 員

別紙1の「区民等の意見の概要と区の考え方」の中の文章、区の考え方を見ま

すと、いくつか「研究課題」という文章が入っています。

これは偏見かもしれないですが、この言葉を使われたときは、とてもいい考えだけどそんなに本気になってやらないよという言葉という受け取り方なんですよね。特に、この別紙1の中のこの言葉が載っている5番と7番、両方とも、次世代の地域にとって、子供たちにとって、生活する人たちにとって、とてもいいことであり、なおかつ費用がかかっていて、本格的に検討しなきゃならない項目が、残念ながら「研究課題」という言葉で区切られております。

できることなら次回の審議会のときに、行政として、この2つについてはどんな形で具現化していくのか、あるいはどういう形にするのかの方向性だけでも、 ご報告いただければありがたいなと思います。

以上です。

会 長

研究課題ということについての説明をもっと具体的にお願いします。

環境課長

今ご指摘いただいた5番は地中熱の関係、7番はバイオガスの関係ですね。委員には、部会のほうにもご参加いただき、さまざまなテーマがありましたが、今、区が何ができるか、今すぐやらなければいけないこと、それから将来的、長期的なスパンで考えていかなきゃいけないこと、そういったことをたくさん議論していただいたと思っています。

実はこの5番とか7番は、必要なことだけれども、ではそれが杉並区でできる んだろうかと。どこにバイオガスの発電所をつくるのか、それから地中熱につい てはさまざまな技術が開発されておりますが、それがこの住宅都市でできるのだ ろうかというところがあり、研究というのは常に私どもの頭の中に入っているん です。

環境施策、環境保全の分野というのは、地道なことを続けていくことも必要だし、それから最新の技術を導入して、国・自治体が何をすべきかというのを研究していくというのは当然のことでありまして、この研究という意味は、知らないということではなくて、そこは私が昨年ずっとこの計画改定に当たり、皆様からのさまざまなご意見を受けて、そしてご回答させていただく中で、そういったこともあわせてお話をしていったと考えております。

ですから、そういったことでご理解をいただき、ただ新しい技術にすぐ飛びつけばいいというものではなくて、本当にそれが杉並区でできるのかと言われたときに、費用対効果であるとか、エネルギー削減とそれに対するコストのバランスとか、さまざま研究をしなければなりません。そういったものの研究という意味

でございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

G委員

検討して、それを具現化するにはどうしても費用がかかる。そのもとを検討する時点でも、行政の方たちだけではできないので、そういう知識のある方の力やパワーをおかりしながらやるには予算化が必要だと思うのです。

こういう事業を地域の方たち、組織と一緒になって研究を進めてまいりますというような予算化も考えておりますというお話がない限りは、私は、行政だけの力でこの内容を決めていく、あるいは検討していくというのは、形をつくっていくことはできないと思います。

環境課長

先ほど、「環境基本計画」をどう動かしていくかという話をしましたけれど も、その中で私は予算が伴ってこれを実行していくという話をしました。

ここに書いてあることは、もちろん私どもも研究しておりまして、23区の中で どのようにやっているか。実はやっているところはないんです、この2つは。で きないのです、今。

予算化というのは、区民の皆様の福祉向上のために、環境分野だけではございません、都市整備部門、まちづくり部門、福祉部門、たくさんございます、教育部門もございます。その予算の割り振りをして、毎年度行政を運営していくわけです。この2つに特化してお話をさせていただくならば、今これを30年度に予算をつけて取り組むことではないというふうに判断したからです。

ただ、おっしゃることはわかるので、そのときが来るのを私どもは研究して待っているわけです。トレンドもあります。

そのときのやり方として、今、委員がおっしゃったように市民参加というのがあれば、当然そのときには考えていきます。研究していくと申しましても、私どもは浅学非才でございますので、そういったときには知見を持った方々の、あるいはコンサルを入れてみたりとか、そういうことも将来的にはあるかもしれません。そのようにご理解いただきたいと思います。

会長

どなたか、バイオガスについて詳しい人はいませんか。ここで言っているのは一般家庭の生ごみですよね。4割は食品系だと。ごみのうちの燃えるごみと言っているものの4割ぐらいが食品系であると。現在、ご存じのとおり東京は全部焼却していますよね。焼却して、出てきたエネルギーを回収して発電するとかして、一種のエネルギー回収することによって、単なる焼却じゃないというようなことにしているわけです。確かにそうではなくて、生ごみだけを各家庭で分別をして、それだけを集めてメタン発酵施設というものをつくることによって、メタ

ンガスにする。残りは廃棄物になったり廃水になります。

そのメタンはどうするかというと、ご存じのとおり、東京ガスの各家庭に送っているガスというのはメタンですから、要するにガスになるわけです。そのガスを地域の中にエネルギーとして送る。だから、食品系の廃棄物からエネルギーを地域に、そういう面で非常にいいのではないかという話が出ているわけです。

問題点は何かというと、いろいろとあるのですが、焼却というのは、言ってみればインプットしたものが瞬く間に燃焼します。それでも杉並の清掃工場はあれだけ面積をとっているわけですが、メタン発酵というと、ゆっくりゆっくり反応するので、同じ量を入れても物すごく日にちが要るんです。

そうすると、東京などの過密な都市の真ん中に、理想かもしれないけれども、 ゆとりのある施設を大々的にとって、ゆっくりの施設で自然循環の中でやるよう なことができるだろうかということですが、今の日本の中ではそれが残念なが ら、今の技術の中ではそれが普及するに値しないということで、普及していない んです。ただ例外的に地方ではやっている。

外国の中でもそういうことができないかということで、どちらかというと韓国 あたりで頑張ろうとか、中国あたりでも、これから何とかできないかとかやって いるところはございます。でも、今、私が申し上げたようなことをどうやって解 決するのか。

それからメタン発酵ガス、メタンになると、においの問題だとか、当然、近隣公害の問題がありますから、これももちろん万全をとらなければけないのですが、多分一番大きい問題は、非常に空間をとってしまうということです。だから小規模ならできるかもわからないですが、それを杉並区とか東京都で、何十万、何百万という単位で大々的にやっていこうということはなかなか難しいという問題があるのです。

研究課題にするというのは、よく議論するということだと思うのです。理解を 共有して、現実問題どうしたらいいかということを、血の通った、かみ合った議 論をすればいいんです。別に研究費、税金を使わなくていいじゃないですか。

「研究課題」とするから、何かどこかの研究所に委託するんですかというふうに 聞こえてしまうのかな。

環境課長

研究課題というのは何かというと、私が先ほど来ご説明させていただいた内容です。

会 長

ほかにいかがですか。

「環境基本計画」に対して、出てきた意見は、9件ですか。

環境課長

9件です。

個人が4件で、団体が5件です。

会 長

どういう団体から意見をいただいているのでしょうか。

環境課長

環境団体として、高井戸の環境活動推進センターに登録をしている団体ですと か、自然環境系の団体が多いです。企業からもご意見をいただいています。

項目が43項目にわたっておりますけれども、非常に多くご意見を出してきてくださった個人の方がおりました。

会 長

企業というのは非常にうれしいのですが、提案か何かの意見ですか。

環境課長

例えば、別紙1の25番から27番が事業者からの意見です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、よろしければ、「環境基本計画」についての説明は以上とさせてい ただきます。質疑応答も以上とさせていただきます。

では引き続きまして、「一般廃棄物処理基本計画」のほうに移らせていただきます。

ごみ減量対策課長

ごみ減量対策課から、「一般廃棄物処理基本計画」の改定についてご報告をさせていただきます。

去る3月1日に公表いたしました改定案につきまして、区民等の意見提出手続、パブリックコメントを行いましたので、その概要についてまずお話をさせていただきます。

1つ目が「区民等の意見提出手続の実施状況」ですが、期間は「環境基本計画」と同様、3月1日から3月30日まで。公表の方法につきましても、「広報すぎなみ」、公式ホームページと、あと文書による閲覧につきましては、記載の7か所において閲覧に供したところです。

また、意見提出の実績ですが、計5件、全て個人の方で、「のべ」の漢字が違っていますが、延べ6項目ということで意見をいただいてございます。提出方法につきましては、文書が4件、ホームページから1件でした。

2番目の「提出された意見と区の考え方等」ですけれども、別紙1に記載して ございますので、ご覧いただければと思います。6件の意見の内容ですが、1つ 目は、通販の梱包材など、事業者のプラスチックごみの回収費用を販売元に負担 させてはどうかというご意見や、公園などに24時間捨てられるごみ箱、いわゆる 回収箱を設置したらどうかということとか、あとは、集団回収は行政回収に移行 すべき、また戸別収集の早期実施、それと昼夜間人口の比率を勘案したごみの排出量の算出、それと小型家電リサイクルについて、もう少し例を細かく説明したほうがよいという、6件の意見をいただきました。

それに対して、右のほうに区の考え方を記載してございますので、ご覧いただければと思います。

次の別紙2になりますが、いただいたご意見により、修正を加える箇所はございませんでした。簡易な修正として、記載の3点を修正したところです。

1点目は、「環境基本計画」と同じ、平成32年度以降の表記を西暦で併記していくということで、「平成32年度」というところを「平成32(2020)年度」ということで、4か所ほど修正をしています。

また、誤記がございまして、矢印の方向が「下向き」だったものを「双方向」 の矢印に訂正をしています。

3点目としまして、よりわかりやすくなるよう、表記を記載のように改めたということの修正を3点加えています。

今後につきましては、6月にホームページ及び広報すぎなみで公表していく予 定です。

別紙の「一般廃棄物処理基本計画」につきましては、部会及び審議会のほうで ご議論いただいたものをもとに作成しておりますので、これにつきましては、充 実・強化するということで何点かお話をさせていただきたいと思います。

1点目は、ご議論がありました計画目標、9ページでございますけれども、区の収集ごみ量につきましては、従来460gを指標としていたところを、平成33年度までに450gとしました。それと資源回収率についても、なかなか厳しい数字でございますけれども、33.0%を目標に、今後努力をしていくということで、充実・強化を図っているところです。

10ページにつきましては、「更なるごみの減量」としまして、「食品ロスの削減を中心としたごみ減量対策の推進」を強化していくということで、後ほどフードドライブにつきましてはご報告させていただきますが、フードドライブの実施や、「30・10運動」の推進等々で、ごみ減量対策をさらに推進していきたいと思ってございます。

12ページにつきましては、「分別の徹底と資源化の促進」といたしまして、有用金属の再資源化において、回収量の増とか品目数や拠点数の検討などを今後行っていくというところと、あと13ページですけれども、「新たな資源分別回収品

目の検討」、これにつきましては、再生利用が可能なものについて、資源化に取り組めるような仕組みづくりを調査・検討していくというところを記載してございます。

最後になりますけれども、16ページにつきましては、NPOと連携して、継続的なPDCAサイクルに取り組み、計画の進行管理を行っていくということでまとめています。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。

「一般廃棄物処理基本計画」について、いかがですか。

はい、どうぞ。

E 委員

区民からいただきました意見の第4番目に、この審議会でも大分論議になりましたけれども、戸別収集についてご意見があって、「区の考え方」の最後の2行のところの回答では「慎重に検討」ということで、「研究課題」よりは少し前進したのかもしれませんけど、いわゆる区民の立場からすると、非常に難しい問題であることは私も理解していますが、「区民の皆さんの意見を聞きながら」とは具体的にどんな形で聞こうとしているのか。

例えば、私は久我山に住んでいるのですが、大きな家が、4軒、5軒に分譲されて新しい家になりますと、町会に入らない方が多いので、結果的にそのご家庭は戸別になっているんです。そういう新築のところは戸別になっていて、私ども町会に入っている家は、当番で集積所を管理しています。具体的にどんな形でどういう時期に、町会ごとに意見を聞くのか。例えば、区民にアンケートするとか、何か具体的に意見を聞く方法等につきまして、案があれば教えていただきたい。よろしくお願いします。

ごみ減量対策課長

ありがとうございました。

戸別収集のみを実施していくというのは、ここにも書いてございますように、 費用対効果の面だとか、収集の時間が変更になるだとか、さまざまな課題もあっ て、メリット・デメリット双方ございます。それらをどう調整していくかという ことで、今後、引き続き皆さんの意見を、先ほどもありました町会のお話を聞き に行く機会を持つだとか、アンケートをとるとか、そういう方法を含めて今後対 応していきたいと思ってございます。

E 委員

今、前半におっしゃったことは私も理解しています。具体的に区民の意見を聞く方法について、もう既に検討されているのかどうか、そこをもう少し詳しくお

聞かせ願いたい。

ごみ減量対策課長

具体的にいつ区民の意見をアンケートでとるとか、モニターで何人かの方から聞くとかというようなものは、現在持ってはおりませんが、それらを含めて慎重に区民の意見を聞きながら進めていくということで、なかなか難しい問題ですので、少し時間がかかるのかなと思っております。

会 長

今の問題ですが、前々から問題になっているわけです。収集の方法を変えたり、有料化がいいのか、あるいは有料化戸別収集というものをやるのかやらないのかとか、いろんな議論があったわけです。

そういった中で一つの決断をして計画をつくって、それを実行に移す。PDC Aサイクル、16ページに出ていますけれども、このPDCAの中でどうやって関係者の意見というものを聞いていくのかというのは、前々からこの審議会でも大変問題になっているわけであって、今は特に持ち合わせないとか、そういう言い方ではなくて、直ちにお答えにならないにしても、今指摘されたことというのは非常に重要な話なので、この審議会でも常にそれは、この間、議論されてきたんです。

どうやって、実際実行する区民にこれを知らしめるか、あるいはその反応をどうやってキャッチしていくか、どうやって評価していくか、計画なり政策なりの 見直しに資するものはないのか、こういったものをいかに考えるかというのは、 区の行政姿勢として大事なのではないか。

今の問題だけでなく、抽象的に一般的に申し上げているんですが、ぜひそういう問題点のフォローの仕方について、より具体的に引き続き考えていただきたいというふうに切にお願いいたします。

ほかにいかがですか。

G委員

員 今のご意見、もっともだと思うんですが、特に戸別収集については、地域性もあります。それから、町会に入られない方が一番の問題を起こして、そして町会の方たちが順番で、ごみの担当の人が一生懸命、残ったごみなどの対応をしている。いろいろ各地域、問題があると思うので、スタンスとしては、区の考え方、私はこの内容で賛成です。やむを得ないと思います。

ただ、細々としたものについては、地域性が特にあると思うので、町会連合会の会合があればお話ししたりして、どのようにお力添えをいただいて、どのような形で持っていったらいいのかという機会は、ぜひつくっていただきたいと思います。

会長よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

K 委員

ごみの収集ですけれど、清掃工場を建て直してから、他区のごみが入ってくるようになって、ここのところすごく多くなったりしているんですけど、他区の分別は、杉並区と基本的には同じようになっているんでしょうか。何か有害なものがまじったりとかしていないのでしょうか。

というのは、清掃工場が一時停止をしたりとかして、ごみが工場にたまっていることもあります。工場の運営協議会が6月にありますので、そこでも検討されるのですけど、他区のごみがかなり入ってきているので、そういうものを把握されているかどうかお聞きしたい。

会 長

いかがでしょうか。

ごみ減量対策課長

他区の分別の方法については、自治体独自のものもありますので、23区統一ではないということで認識はしているところです。

今回、清掃工場が新たになりまして、他区のごみも入るようになりました。それぞれの区の中でしっかり分別を徹底していくということは、これまでと同様でございますけれども、工場がとまるような状況も見られますので、そういうことにつきましては、23区の一組の中で協議会等、また課長会がございますので、そこで情報提供しながら、工場がとまることのないようにお願いしていきたいと思っております。

会長

よろしいですか。

M 委 員

この資料の21ページ、それから24ページを見ますと、特別区のごみの排出量、 資源回収量と、多摩地区のごみの排出量、資源回収量と両方のデータが出ており ますけれども、明らかに特別区のほうがごみの排出量が多くて資源の回収量が少 ないと。平均して多摩地区のほうはごみの排出量が少ないし、資源の回収量も多 いというデータがはっきり出ているかと思います。

これについて、多摩地区のほうは既にかなり市街地化されていますので、23区と比べてそんなに地域性についても大きな差がないのではないかという気もするんですが、この差がどこに出ているのか。その辺の対策が、特別区のほうでの対策が、多摩地区でとっている対策に学ぶべきところがあるんじゃないかなという気もいたします。多摩地区のほうは有料のごみ収集をしているというのが、この結果にあらわれているという話も聞いたこともございますので、それにつきまし

て区のご見解をお聞きしたいというのが1つでございます。

あと、これらの点について、先ほどPDCAサイクルの話が出まして、PDCAサイクルのCとAのところですね、この辺の評価、見直しが十分ではないのではないかという話がございましたので、私もそれは感じておりますので、こういう計画でデータとしては出されてくるのですけれども、これに対するコメントが余りついていない。したがって、それに対してどういう対策を次にとるかというのも出ていないというのは気になりますので、その辺についても、今後、区の計画の出し方等について工夫をしていただきたいということと、評価、見直しというのをどういうシステムでやっていくかということもご検討をお願いしたいと考えております。

会 長

2つあったですね、前段と後半と。前段の話はいかがですか。

ごみ減量対策課長

前段のほうにつきましては、多摩と23区の違いが出ているのはどうしてかということだと思いますけれども、先ほど委員がおっしゃったように、一番大きなのは戸別収集、これは有料化とセットで多摩地区のほうはほとんど行ってございますので、それの影響が多分にあるのかなということと、それぞれの自治体で収集している中に事業系のごみも入っていますので、量的なものも若干違ってきているのかなという認識でございまして、それぞれ多摩と23区の都心部については地域性の違いもあるし、人口も違いますので、有料戸別化の影響が多分にあるのではないかというような認識でございます。

それと、PDCAのCとAが足りないのではないかということでございますけれども、今回ご議論いただいた中で、区としてもそこは不十分であったという認識でございますので、毎年、「環境白書」などを出して数字であらわしている部分もございますので、それらをしっかり分析した上で、皆さんのご意見を聞きながら、この計画をどう来年度さらに進めていくかというようなことは、話し合いをしながら前に進めていきたいと思っております。

会 長

よろしいですか。

この多摩地区というのは、日本全体の中で、私から言うと別格の優等生です。 埋立地が日の出しかないのです。全部、日の出に行っているわけです。しかもあ そこは訴訟の対象になっています。そういう埋立地がないという制約条件の中 で、多摩の一部組合のほうが、各都市から出てくるごみをどんどん減量させるこ とによって、減量に努力している都市の単価ほど安くするという、極めて減量化 競争を各自治体にも課したりしていますので、相当シビアなごみ対策をやってい ます。

私も、審議会ではないですが、多摩市のごみのトラブルがあったときに、四、 五年間、そこの委員長で、行政と住民との間で膝詰めの会議に何回も出たことが あるんですが、例えば多摩市などは、ほかの都市から転入してこられますと、何 人か集まると、そこでまずごみの分別についての説明をします。それから、主な スーパーマーケットには、余分なごみを家庭に持ち込まないようにというので、 容器包装をそこで出して、スーパーマーケットの中に置いていってください、家 庭に持ち込まないでくださいと、そんなコーナーを置いたりしているのです。

そういういろんなことをやらせて、例えばスーパーマーケットみたいなところで、非常に協力的なところほど点数を加点していって、それで点数の高いところほど、分別収集の袋の売却の権利を与えるとか、本当によくそこまでやるなというぐらいやっているのです。

単純なご説明だったですが、持っていくところがないということで、徹底した 分別、資源化できることは徹底的に資源化する。最終的な焼却灰なるものも、量 が少ないほうが単価が安くなるということで、これが日本の中でも優等生を生ん でいるのだなというのは、私も前々から自分でも研究をしたり、学生に研究をや らせてみましたので、自治体間の比較もずっとやっていたんです。やっぱりここ は別格だと思いますね。単純な比較ではないです。

もちろん、東京の23区のほうがいろんな事業者があるので、ある程度事業系も入りますよね。私も、大学も働いているところも千代田区にありましたので人のことは言えないのですが、千代田区みたいに人口がすごく少なくても、真っ昼間は物すごい活動ですから、夜間人口で割り算すれば当然こうなるのは当たり前ですけれども、こういう統計的な側面もありますが、やはりそれぞれの地域によって、ごみを抱える問題の客観的な条件の違いによって、人間が出す知恵の極限までやれば減るということなのです。説明になりませんか。

それで、私も心配な点があるので質問をしたいと思うんですが、これは何も杉並だけの問題ではないのですが、杉並区は資源回収率33%という目標で頑張っていただいているわけです、ごみ量は450グラムということで。前からのこの審議会の中で、33%のパーセンテージが最近横ばいまたは苦しいというお話がありましたよね。

最近、通販が非常にはやっていますよね。通販で使っているものというのは、 容器包装との関係でいうとどうなっているのか、通販で使われている梱包関係、 これのごみとの関係というのはどう理解したらいいのか。通販がどんどん増えると非常にトレンドが変わってくるのか、この辺はいかがでしょうか。

環境部長

環境部長です。通販で取り寄せますと、パッケージ自体は容り法の対象になっていません。その中身、商品を梱包しているプラスチックについては容リマークが入っています。ですので、通販によってごみが出るのですが、ほとんど容り法にはかからないです。通販自体で増えるごみについては容り法ではほとんど関係ない。

会長

それは回収しないのですか。

環境部長

しません。ごみになります。もちろん段ボールは資源化できますが、容り法上 のプラスチックの梱包しているものは対象外になっています。

会 長

統計までは多分分析されていないと思うのですが、趨勢として何かに影響があるものなのかどうか。場合によっては、国もそのことは意識しているのかもしれないけれども、自治体あたりからこの問題を新しい問題としていずれ取り上げないと、幾ら自治体が二十何%、三十何%にするとか数字を掲げても、世の中の動きというものはそれをなかなか達成させない方向に行ってしまうと、結果的にはいつまでたっても苦しい現場が残ると思うのですが、どうでしょうか。

ごみ減量対策課長

先ほど部長が説明しましたが、クリーニングで提供されたいわゆるビニールカバーなども容器包装の対象にはなりません。ごみの減量ということであれば、どうしても課題として捉えなければいけないというのは認識としてございますが、すぐに解決の方向で、これをやればできるかというのは、なかなか難しいと思っています。容り法の関係がないというようなこともございますけれども、拡大生産者責任ではありませんが、どこまで費用負担ができるような形で組み込めるかというのは、かなり難しい問題だというふうに認識しています。

会長

ありがとうございました。新しい課題がどうも出てきたようです。 ほかにいかがですか。何かお気づきの点。

よろしいですか。

いずれにせよ、ごみの目標、いろいろと議論がありましたけれども、区は積極的な目標を最終的に設定されたようですので、これは審議会の各委員のメンバー それぞれ、ご担当あるいは関係団体にも徹底していただいて、そこの達成に向けてご協力いただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして報告事項に移りますが、「杉並区みどりの基金」についての説明を

お願いします。

みどり施策担当課長

私からは、「杉並区みどりの基金」の運営状況についてご報告をさせていただきます。

資料3をご覧ください。こちらの報告につきましては、杉並区みどりの基金運営要綱第3条の規定に基づきまして本会に報告するものでございます。

基金の設置は、平成14年10月1日で、目的としては、みどりの保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるということにしています。

最初に基金の現況ですけれども、資料は、寄附の収支について、設置当初から 寄附額、支出等を一覧にしています。昨年度、平成29年度の寄附収支につきまし ては、表にございますとおり111件、249万6,914円の寄附がございまして、利子 は6,039円。支出につきましては、保護樹木等に係る賠償責任保険に対し、50万 2,000円充当したところです。

続いて、「寄附者の割合・使途状況」ですけれども、寄附者につきましては、 これまで56%が個人の方からのご寄附、団体等からが44%。それと、基金の使途 としましては、資料に記載のとおりとなっております。主に民有の樹木保全で、 保護樹林補助金に充てているという状況です。

次に、今後の活用についてですけれども、「みどりの基本計画」に基づきまして、主な使途をみどりの保全としています。また、区を代表する公園の整備にも活用していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しましていかがでしょうか。

E 委 員 |

(1)の寄附の収支状況を見させていただきますと、説明もありますように、平成22年度から27年度までは支出が約700万超えですけれども、28年度、29年度は、ご寄附は結構多かったのに支出は50万円レベルで、区民の立場から見ますと、個人の方が56%と出ている。せっかく寄附をこれだけしているのに、無駄なお金を使う必要はないですが、使用率が360万に対して52万、5分の1以下、250万に対して50万、約5分の1なので、もう少し、せっかくのご寄附を前向きに活用するということは考えないのか。

将来に対してお金をとっておくということも必要かもしれませんけど、やっぱり区民の方、なかなかこの表そのものを見る方はないのかもしれませんが、寄附された方は、せっかく寄附したのにもう少し活用してほしいなというのが、区民

会 長

レベルの意見じゃないかなと私は思うのですけど、いかがでしょうか。
どうぞ。

みどり施策担当課長

平成28年度、29年度につきましては、平成28年度360万余り、29年度に250万というところでご寄附いただいているところでございます。こちらにつきましては、内訳として、荻外荘公園の整備ということで、今、寄附を募っているというところもございまして、それもこちらの基金の中に入っているというような状況になってございます。

荻外荘公園につきましては、今後、本格的な整備が始まるということになりますので、その際に、ご寄附いただいた分については活用させていただくというところで、プールしているという状況でございます。

会 長

基金は前々から皆さん気にされて、区の積立金を昔どんと入れて、それで頑張ってきたんですが、いよいよこれでだめではないかというので、もう崖っぷちのような気分でいたら、今のようにあれって思ったと、こういう意見だったですかね。

これは、今はまだ残高はあるんですが、今後、長期的とは言いませんけれども、中期的にはどういうことをお考えでしょうか、趨勢として今後。

みどり施策担当課長

今後でございますけれども、寄附につきましてはPRが一番重要だと思っておりますので、さまざまな場面でPRを行っていき、一人でも多くの方からご理解いただいて、ご寄附をいただいていこうというふうに考えているところでございます。

先ほどもご説明しましたが、使い道ですけれども、「みどりの基本計画」で、 みどりの保全に活用するということになってますので、昨年度につきましては保 険ということで使ってますけれども、その内容についても、今後どういう使い道 がいいかということで考えていきたいところでございます。

会 長

以前のような使い方は、もうしないということなんですか。

みどり施策担当課長

以前、保護樹木等の補助金ということで700万円以上使っていたときもございますけれども、なかなかそこまでの寄附がいただけていないという状況の中で、基金残高がどんどん減っているような状況でしたので、その辺については使い方をどうしていこうかというところで、28年度から保険を使い道にしているところです。

会 長

どうぞ。

みどり公園課長

少し補足をさせてください。使い方につきましては、試行錯誤しているという

状況でございます。これまで、例えば民有の助成ということで、屋上とかそういうところの緑化にも充当してきました。ただ、一般の方々がそこに入れるかというとなかなか難しい。区としても、みどりが増えていくという状況にはなっているけれども、なかなか一般の人は見られないということです。

そして、皆さんの心をつかむ部分で、樹木の保全というところに充当したらど うかということで、保護樹木の補助金への充当ということもしてきました。た だ、こちらは支出のほうが大きくなってしまって、思うようにそれをPRしても なかなか集まってこないという状況でした。

ただ、保護というところを区は意識していますので、そういう中では補助金というか、樹木保険のほうにシフトしながら、皆さんのみどりの保全に寄せるお気持ちを生かしていきたいと思っています。

また、樹木のみどりの保全というだけではなくて、みどりを創出する部分で新 しい公園等も動き出してまいりますので、そういうところでみどりの創出の部分 で区民の関心を寄せながら、みどりの基金を充実させていきたいと思っていま す。

また、ためていく中には、これから用地の確保とかそういう部分もあると思っています。ですので、いただいたお金については有効に使いたいと思ってございますが、ただしその部分では試行錯誤しているというのが実情でございます。

会 長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

〇 委 員

1点お伺いいたしますけれども、今、金額の状況だけで全部表記されているのですけれども、例えば団体として、植樹の寄贈だとか苗木の寄贈だとかというのもあるのではないかと思われますが、それはどの辺で見ればよろしいのか、そういうのはありませんでしょうか。

みどり公園課長

こちらにつきましては基金のことでございまして、苗木の寄附などについては 個別に対応しており、また、公園計画等で使える部分というのは計画の中で植樹 をしております。寄附をされた方のお気持ちもありますので、どの公園に植える かなどは、個別での対応をしているというのが実情です。

会 長

いずれにせよ、寄附が安定的に入る、しかし支出のほうはなかなかそれに伴ってということで、あと寄附する側の志というのが満たされませんので、そこはぜひ引き続き、この審議会でも、皆さんからお知恵を出していただいて、何らかの場で実り多い、なるほどなという形に早く持っていくべきだと私は思います。

みどり施策担当課長

次に移りたいと思います。「杉並区緑地保全方針」について、お願いします。

引き続き、「杉並区緑地保全方針」モデル地区での取組と今後の進め方について」、資料4をご覧ください。あわせて、本日席上で配付させていただきました A4のカラー刷りのものもご覧いただければと思います。

本件は、平成26年度に策定しました「杉並区緑地保全方針」で、平成29年度モデル地区における検証を行うとなっておりますので、それまでの取り組み、事業効果の検証、今後の取り組みについて報告するものでございます。

まず、取組内容と効果・検証ですけれども、本方針の4つの保全の方向性につきまして、各取組内容を明記してございます。

効果・検証ですけれども、農業公園の開設、それから、農の風景育成地区の指定を行ったことで、都市農地の保全が図られまして、近隣の西田小学校で屋敷林・農地についての授業が開催されるなど、屋敷林・農地の大切さがある程度浸透してきたと考えているところでございます。

また、緑地保全方針の趣旨をご理解いただきまして、「みどりの支援隊」の発足、屋敷林所有者とタイアップした屋敷林公開や落ち葉掃きなどの保全イベントが行われまして、周辺区民の参加も得られるようになりました。

これまでの取り組み状況をイメージしやすいように、先ほどご紹介しました参 考資料、カラー刷りのものを添付してございますので、そちらもご覧ください。

今後の取り組みといたしましては、民有地のみどりの保全には時間を要するというところもございますので、継続的にモデル地区での保全取り組みを行いまして、ほかの「杉並らしいみどりの保全地区」へ、所有者の理解を得ながらマンパワーの活用、それから保全制度の適用、支援を行ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールでございますけれども、屋敷林等の所有者の理解を得るための連絡会の開催、それから、ボランティアの呼びかけを行いながら屋敷林公開イベントを開催するなど、屋敷林・農地の保全取り組みを進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

会 長

いかがですか。

I 委員

本日配付の参考資料のアンケート、一番右上のものを見ると、「都市農地を残すべきだと思いますか」というところで、「思う」が86%となっていまして、私も農地を借りて耕したりしています。これは杉並区民の民意だと思うのです。い

わゆる2022年問題、生産緑地の指定解除があって、何もしないと8割が宅地化されるという報道もあります。

区としては、生産緑地がどこまで減っていくというような推定をしているのか どうか、それに対してどのような対策があるのか、今後の課題も含めてどのよう に思われているのか質問したいと思います。お願いします。

みどり施策担当課長

生産緑地でございますけれども、これからどれぐらい減っていくかというような推計というものは、特にない状況ですけれども、「都市緑地法」が改正されまして、農地も緑地の一つであるというような位置づけになっているような状況もございます。

杉並区としても、生産緑地の関係は、私どもみどり施策の担当のほうに移った ということもございますので、そういったことも含めて、今後、生産緑地につい ては積極的に確保していきたいと考えているところです。

また、特定生産緑地という制度も新しく始まっていまして、そういったことを 所有者の方にPRしながら、なるべく多くの方に、引き続き生産緑地としてその 土地を持っていっていただこうというふうに考えているところでございます。

会 長

いかがですか。よろしいですか。

I 委 員

員 今、35へクタールということですけれども、法律がこのまま変わらなければ、 どうしてもかなり大幅に宅地化になってしまうのは避けられないと思っているん です。ただ、この間の審議会で副区長も、答申を渡すときにそのことについてす ごく懸念されておられたので、みどり施策担当課が都市整備部に生まれた背景に もそのようなことが十分考えられると思うんですけれども、私も非常に懸念して おりまして、これについては引き続き、どのようなことが考えられているのか、 お話を継続していただきたいなと思っています。

一番いいのは行政で買い取っていただければいいと思うんですけれども、35~ クタールというと35万平方メートルなので、多分2,000億円ぐらいの値段になる と思います。参考までに、よろしくお願いします。

会 長

今のは特によろしいですか、お答えは。

I 委員

結構です。

会 長

参考までで。

ほか何かございますか、今の件につきまして。

なければ、次のテーマに移りたいと思いますが、次は大規模建築物の報告で す。お願いします。

建築課長

「大規模建築物等に関する報告」を行いますが、私からは、「分類」と書いてある中の「大規模建築」についてご説明いたします。この大規模建築については、建築物の延べ床面積が3,000平方メートル以上のものでございます。

まず、資料5に基づいて説明いたします。

1の右側、大規模建築、これについては4番目に「建築用途」と書かれておりまして、小学校、中学校になります。中ほどに「環境配慮事項等」とございますけれども、この3点が環境に配慮した事項となっております。一番下の「その他」を見ていただきたいと思うんですけれども、これは区の高円寺地域小中一貫校になっております。

めくっていただきまして、左側の3、これについては、建物の用途は小学校、 学童クラブになります。「環境配慮事項等」については記載のとおりでございます。「その他」ですけれども、これは桃井第二小学校となっております。

右側をご覧になっていただきたいと思います。4の大規模建築、建物の建築用途でございますけれども、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」でございます。「環境配慮事項等」については記載のとおり。「その他」でございますけれども、民間の「リバーヴィレッジ杉並」という老人ホームでございます。

まためくっていただきまして、右側の6、大規模建築で、建築用途でございますけれども、「老人福祉施設(老人ホーム)」でございます。「環境配慮事項等」については記載のとおり。一番下の「その他」は、「(仮称)特別養護老人ホーム山河新築工事」、社会福祉法人が建てる民営の特別養護老人ホームでございます。

まためくっていただきまして、7の右側、大規模建築、建物の用途でございますけれども、寄宿舎。「環境配慮事項等」については記載のとおりでございます。「その他」をご覧になっていただきたいと思います。「明治大学和泉国際混住寮」、留学生と日本の学生が一緒に住むようでございます。

右側9、大規模建築、建築用途でございますけれども、共同住宅。「環境配慮 事項等」については記載のとおり。「その他」でございますけれども、これは都 営住宅「久我山第2団地」でございます。

まためくっていただきまして、左側の10、大規模建築、建築用途は共同住宅。 「環境配慮事項等」については記載のとおり。「その他」でございますけれど も、これも都営住宅でございます。「久我山第3団地」でございます。 お隣の11、これについては、建物の用途は自動車販売店、自動車修理工場でございます。「環境配慮事項等」については記載のとおり。「その他」をご覧になっていただきたいと思います。「スズキ自動車販売東京杉並和泉新拠点建設工事」でございます。

次に、左をご覧になっていただきたいと思います。12、大規模建築、建築用途は共同住宅。「環境配慮事項等」については記載のとおり。「その他」ですけれども、「杉並区上高井戸2丁目」、分譲マンションだと想定しております。

13、大規模建築、建築用途「物品販売業を営む店舗」。「環境配慮事項等」については記載のとおり。「その他」は、「(仮称)本天沼2丁目計画」でございます。

まためくっていただきまして、大規模建築物等の位置について、概略で位置を 落としたものです。

私から大規模建築物の説明は以上でございます。

みどり施策担当課長

引き続きまして、緑化計画に関するご報告をさせていただきます。敷地が 3,000平方メートルのものについての報告になってございます。

今回は7件で、番号でいいますと1、2、4、5、6、7、8です。場所につきましては、先ほど建築課長より話がございましたように地図にございますので、そちらをご覧いただければと思います。

また、各案件につきましては、各表の下から2番目のところに「環境基本計画 との関係」ということで示してございます。いずれも、ヒートアイランド対策の 推進、それから緑化指導の充実というようなことになっています。

先ほど建築課長から、1番、4番、6番、7番、8番につきましては説明がありましたので、内容については省かせていただきます。

先ほど説明がありませんでした2番ですけれども、こちらは共同住宅の建設ということで、高井戸東で行われているものです。

続いて5番につきましては、こちらも共同住宅の建設ということで、天沼で行われているものです。

各案件の「環境配慮事項等」のところに緑化計画の概要を記載しております。 既存樹が保存できるものについては、保存に努めるよう指導しているところでございます。あわせまして接道部緑化、緑化面積、樹木の本数等については記載のとおりで、緑化基準を満たすように指導しているところでございます。

私からは以上です。

会 長

以前は非常に詳細に説明いただいたわけですけれども、昨年から年間まとめて ご報告いただくという形をとっております。

ただいまの説明、報告に関して、いかがですか。

N 委 員

これは去年からこういう形に変えて、年1回ということになったんですけれど も、見えてこないんですね。頭の中に全然残っていない。

なので、年1回というのは、毎回の審議時間のことも考えれば、それでいいか と思いますけれども、詳細なものが、あそこまで詳細が必要かどうかというと、 またその辺は問題かと思いますが、こういうふうになってしまうと全然見えてこ ない。見える化という時代に逆行しているような感じがするんですけれども、そ の辺のことを再考していただけたらと思います。よろしくお願いします。

会 長

どうですか。プレゼンの方法も含めてちょっと。

環境課長

この形態に変えたのは、私が環境課長に就任したときに、それまでいろいろご 議論があり、会長とも調整させていただいて、こうしたスタイルにするというこ とにさせていただきました。

この報告につきましてはさまざまなご意見があり、環境清掃審議会で、これば かり時間をとってどうなんだろうというご意見も一方であったというふうに認識 しております。

最終的には、このスタイルで年度に1回ということで皆様にご納得いただき、こういったやり方にしたものでございますけれども、ただ資料の調製につきましては、今、委員もおっしゃったように、膨大な資料だとそれを読み込むのも大変だというところも一方でございますので、資料の調製方法につきましては、見えてこないというお話もございましたが、どの程度出すとこの審議会にふさわしい資料となるかというのは、引き続き検討してまいりたいと存じます。

会 長

見える化って、どういうのが必要だというか、イメージをもうちょっとご説明いただけますか。

N 委員

やはり植物ということを感覚として、そういうものを全体としてどんなふうな形になっていくんだろうかというのが見えてくるといいんですけれども、これだと、土地に対する建物の大きさも、数字で言われても、一般的には大き過ぎてわかりにくいですけれども、地図に落とされてあるものを見ると、あそこのあんなところがこういうふうになるのねとか、こういうふうになっているのはこんな形なんだというのが目に見えてくるんですね。

それで、その中に木がこんなふうに植わっていますというのは、やはり植物が

こういうふうになっているというのが見えると、みどりに対してこういうような対策がされているから、これだけのみどりが植えられているんだなというのを感じるんですけれども、それがまるで数字だけになってしまって、全体的にどんなふうになるのかというイメージがまるで湧かない書類になってしまっているので、その辺のことを考えていただきたいですね。お願いします。

会 長

敷地の図面が要るということでしょうか。

N 委員

ええ、あると全然違います。

環境課長

そういった資料を調製した結果、膨大な資料になって、それでそれをどう読み 込んでいくんだろう、さらに繰り返しですが、審議会でどこまでそれを私ども行 政側が報告し、どこまでご意見いただくかと。

ここは、大規模建築物等の報告で緑化と開発行為などもあわせてありますけれども、それがいいか悪いかというご判断をいただく審議会ではないというところを、恐縮ですがいろいろ考えていただき、私どもも考え、そしてこういったスタイルになったのですが、ただ配置図ですとか、それから植物の、どういった樹木が、どういった樹形で、実際、マテバシイってどういうものかというのを写真でお示しするとか、なかなか難しいところがあるんです。

ただ、その中間というのでしょうか、次の大規模建築物等の報告をする時期までには、またそのときの会長、副会長などともご相談させていただきたいと思います。報告の内容は、決められておりますので、こういったスタイルですけれども、資料調製については引き続き宿題とさせていただきたいと思います。

会 長

以前は、敷地があって、どこにどの樹木を何本ぐらい植えるとか、相当、家主さんが確認するぐらいのものが全部入っていましてね。そういうのは必要ないと思いますが、1枚におさまる程度のものでしょうかね。必要情報をある程度、図面でそこに入れ込んでおくぐらいでないと、なかなか文字面だけで説明だけでは、報告を受けて、結構ですねと言いづらいという、この辺の工夫をどうするかという相談になりますね。

新たにこのためにつくるというよりも、多分、もともとは膨大なものがおありなんですよね。膨大なものの中で、最も包括的な簡略的に説明できるものがあるのかないのかですよ。

環境課長

そのために資料を調製することになると思います。そのために、その膨大な資料から、さらにA3判1枚にまとめるという作業が必要になると思います。

会 長

これ以外はもう膨大なものしかないということですか。

環境課長

委員がおっしゃりたいことも何となく頭でわかっているので、なるべく私ども も効率的な作業となるように、効率的かつ、ぱっと見てわかりやすいビジュアル でというのは、ちょっと研究させてください。

会 長

ほかにいかがですか、今の件で。どうぞ。

D 委員

私は、大規模建築のご説明をさっきいただいて、同じようなことが続いていると。多分、いろいろなものを簡潔にまとめていただいて、こういう表現になったというのはすごくわかるし、各件ごとにいろんな事情があって、ご指導いただいたものがこういうものに落ちたというのは、わかることはわかるんですけれども、例えば、ご説明のときに、大規模建築に関して環境配慮事項というのは、杉並区の建築課としては、このポイントにこういうような指導をしているとか、何かそういうプレゼンの前振りがあって、このポイントでこういうふうになった結果がこういうふうになっていますみたいな形で、少し補足をいただけると、私のような素人は、ああというふうに思って、だから桃二はLEDじゃないのねみたいなことも納得しつつというのがあるので、どこまでの範囲というのは、それぞれの人の興味・関心の幅とか深さがあるので、それを全部網羅することはないと思うんですが、杉並区の建築課としてという何かポイントがあれば、それを言っていただけるとすごくわかりやすいなと思いました。

建築課長

都市整備部門に「杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱」というのがあります。その指導は建築課ではやっていないんですけれども、「杉並区まちづくり条例」というのがあって、やはり大規模な建築物が建つと、周辺の住環境だとか地域環境に与える影響というのがございますから、指導要綱で少しでもその影響が少なくなるように、例えば大きい建物をつくるときには、道路沿いに歩道上の空地を設けるだとか、オープンスペースを何%設けなさいだとか、そういった細かい指導要綱があります。

その中に、実は環境に関する指導もしておりまして、具体的には、例えば省エネルギー等への配慮ということで、これはパンフレットにあるんですけれども、その中では、「断熱性の高い建材の使用、エコキュート、ソーラーパネルの使用など、省エネルギー等へ配慮した設備の導入を促進してください。」という指導を、具体的には都市整備部管理課で指導しているところでございます。

会 長

よろしいですか。ご意見、何か。

I 委員

情報の追加で、多分、都市計画審議会で審議して承認されたという案件が、あ

るか、多いか、全部なのかわかりませんけど、それがあるのでしたら書いていただきたいと思います。

あと、番号でいうと7番ですと、ちょっと私の興味があるのは、緑地が増えたかどうか、改善されたかどうかという観点で、それで見ますと、7番の左のほうだと、一番上の「保存緑地面積及び樹木本数」、高木30本とあって、「緑化計画」、高木113本とあって、一番下の「特記」のところが111本ですが、これは、今111本あるのが30本に減ったのか、それとも、今減ったのが30本でこれから113本にするのか、ちょっとわかりにくいので、わかりやすく、今がどうで、これからどうなるかということ。緑地も同様ですね、増えたのか減ったのか、わかりやすく書いていただきたい。

あとさらに、111本の既存のあるものが、切られて30本になってしまったけれども、また小さいのを植えますとか、そういうことなのかどうか。これだとちょっとわからないので、そこのところをわかるようにしていただきたいと思います。

以上です。

みどり施策担当課長

今ご指摘のあった内容については、なるべくわかりやすい方向で表現をさせて いただきたいと思います。

ご指摘の点、説明させていただきますと、一番下の「特記」、既存樹木本数というのが、緑化届が出された時点で生えている木ですね。高木ですと111本生えていたということなのですが、一番上の「保存緑地面積及び樹木本数」ということで、建てかえに当たって、111本のうち30本が残ったというような数字になっています。

その下の「緑化計画」のところでは、既存樹、残った30本のほかに新しく、高 木ですと113本植えるというような内容になってございます。

以上です。

会 長

どうぞ。

O 委 員

員 ちょっと数値的なことでお伺いしたいんですけれども、こういった建物をつくるとき、例えば緑地面積が1,000に対して100としたときに、その基準値というものと、それから、ここは110を使っている、120を使っているとかというところの、どれだけオーバーしているとか、どれだけクリアしているとか、その辺の数値的なものが比較して見られるといいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

みどり施策担当課長

緑化指導する場合、緑化基準というのがございまして、その基準をどのくらい

オーバーしているかというお話でよろしいですか。

そうしましたら、それも資料の記載の仕方になるかと思いますけれども、なる べくわかりやすいような形でまとめられればと思っておりますが、情報ばかりい ろいろ出てしまうとわかりにくくなるということもあると思いますので、その辺 は見やすい形でお示しできるように工夫してまいりたいと思います。

会 長

今日は何時までだったですか。

環境課長

11時半です。

会 長

11時半ですね。よろしければ、(5)は以上とさせていただきたいと思います。

環境課長

資料はまた調製させていただいて、今、建築課長やみどり施策担当課長が説明 したようなことは、うまくこの資料の中に落とし込んで、ぱっと見てわかるとい うように修正していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

次回、改善してください。

(6)のほうに行きたいと思います。「「杉並もったいない運動」の取組につい て」。

ごみ減量対策課長

資料6「「杉並もったいない運動」の取組について」でございます。

さらなるごみの減量としまして、「杉並もったいない運動推進委員会」を中心に、食品ロスの削減に取り組んでいるところですが、このたび「フードドライブ」の常設窓口を設置いたしましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の「フードドライブとは」でございますが、そこに絵が描いてございますように、家庭で使い切れない食品を持ち寄りまして、広く地域の福祉団体や施設などに寄附をする活動でございます。

2点目の「フードドライブ事業の経緯と方向性の概要」ですが、記載してございますように、使われずに賞味期限を迎えた食品等の未利用食品が捨てられることを未然に防ぐため、平成28年度から当課では「フードドライブ」を実施しております。

これまで「すぎなみフェスタ」、また「蚕糸の森まつり」や「ハロー西荻」などで、イベントのときに回収をして、区内の「子ども食堂」や社会福祉協議会等に寄附をしてきたところです。これまで5回開催しまして、170人の方から1,344点の食品を持ち寄っていただきました。

その際に、定期的に「フードドライブ」を実施していただきたいとか、もっと「フードドライブ」の活動が広まるといいですねというような前向きのご意見を

いただきましたので、それを反映する形で、平成30年4月27日から、記載の環境 活動推進センターやごみ減量対策課の計4カ所で常設窓口を設置しているところ でございます。

その次、3点目の「フードドライブの流れ」ですが、未利用食品の受け付けから集約、それぞれの団体への提供というような流れになります。

裏面ですが、「その他参考資料」としまして、対象の品目をそれぞれ載せております。国産米、これはお米が結構喜ばれるということを聞いております。その他、インスタント食品、缶詰等々です。

また、申しわけないのですけれども、対象外品目ということでは、設備がないことから、生鮮食品や冷蔵・冷凍の食品については保管できない関係がございますので対象外品目、また瓶につきましては、郵送の途中で割れるというような心配もございますので対象外ということで、そういう形のものは受け取りができないというようなことで対応しています。

最後に、引き続き今年度につきましても、今週末にあります「ハロー西荻」を 皮切りに、それぞれの記載のところで、イベント時の「フードドライブ」も行っ ていく予定です。

以上です。

会 長

これはたしか食品ロスに関する委員会がありましたですね、取り組みが。あれとの関係はどうなっているのか。特に関係はあるのでしょうか、いかがでしょうか。

ごみ減量対策課長

今回、審議会のお三方の方にも入っていただいている「杉並もったいない運動推進委員会」、その前に環境審議会の中でも部会をつくって、立ち上げのときにいろいろとご議論いただいて、「杉並もったいない運動推進委員会」の委員を中心に行っておりまして、商店街とか、あと各団体の方を含めて活動しているところでございます。

会 長|

わかりました。ここにかかわっている方もいらっしゃるわけですね。 いかがでしょうか。

D 委 員

「フードドライブ」、とても常設窓口は無理だろうなと思っていたところが、 4つも開いていただいてありがとうございます。

私、ママさんバレーをしているんですが、区大会でその話をしたら、誰一人知らなかったんですよ。あらゆる機会を捉えて、「広報すぎなみ」、区ホームページで周知済みでは全く足りないと思うので、ぜひとも子供のPTAを使うなり何

なり、全ての機会を捉えてこの4か所をPRいただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

会 長

どうぞ。

ごみ減量対策課長

始めたばかりで申しわけございません。今後の、周知については、知らない方もたくさんいらっしゃいますので、イベント時だとか、あとは小中学校や幼稚園など、そういうところで子供さんにPRしながら、大人の親御さんのほうからそういう形で持ち寄っていただくような形で、あらゆる機会、あらゆる媒体を通して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

これは今、全国、農水省なり環境省なり必死になってやっていますよね。ぜひ モデルになるつもりでやっていただければと思いますので、お願いします。

よろしいですか。

みどり施策担当課長

先ほど、緑化計画の件で樹木の本数の数え方をご説明しましたが、申しわけありません、訂正をさせてください。

先ほど、既存樹木本数、高木で111本が緑化計画が出された時点で残っている本数、そのうち高木が30本残されたと。「緑化計画」で高木113本というところで、新しく113本植えられるという話をしましたが、先ほどの残る高木の本数30本に新しく83本植えるというところで、合わせて113本ということでございます。

大変申しわけありません、訂正をお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

事務局から報告いただく事項は以上です。

これで最後になりますが、最後に何か事務局で準備されていることがありましたらお願いします。

環境課長

特段、他に準備しているものはございませんけれども、ご案内といたしましては、今期の審議会の委員の皆様の任期がこの6月末までとなってございます。 したがいまして、急な案件が出た場合は別ですけれども、今期の審議会は今回をもって終了となります。

2年間にわたりまして、皆様方には貴重なご意見を賜り、また審議会の運営に もさまざまご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございま した。

なお、次期の委員の区民公募でございますけれども、昨日、応募受け付けを締め切らせていただいたところです。また、各団体への推薦依頼につきましては、

既に各団体のほうに依頼文をお送りしてございまして、6月8日までにご推薦を いただくようにしているところです。

まことに恐縮でございますが、会長には3期にわたりお務めいただきました。代表してということではないのですけれども、たしか前回の審議会で、資源エネルギー庁が新たなエネルギーの基本計画をつくっているんだというようなお話を少しされていたと思います。会長、最後にそこらあたりのご知見を伺えたらと思います。

会 長

実は広島でも環境審議会のメンバーでして、市長が非常に熱心で、平和都市だけでなく、パリ協定ができ、新しい世界に向けての都市として内実のある方向を出したいから、そういう話をしろということで2月に話をしました。そのときにどうも若者が聞いていたらしくて、青年会議所から刺激を与えてくれという要請がありまして、刺激を与える話をしてきたんですが、私もちょっと気になっています。

今の日本の政治はいろいろと問題があるんですが、内々の問題、あるいは近くの国との外交問題ということで、日夜、一喜一憂しているわけですけれども、ご存じのとおり、パリ協定ができてから世界の市場が物すごく変わってしまった。世界の技術革新の方向が物すごく変わってしまった。その競争が物すごく劇化しているんですよね。劇化していることに対して日本が余りぴんと来ていないという、島国なのか、あるいは何なのかという、非常に心配をしている方々が多くなっています。

今年の夏にエネルギー基本計画が改定されます。あわせて、パリ協定に向けて の長期的戦略というものを国連に提出しなければならない、その長期戦略づくり をこの夏に行うことになっています。

何かというと、端的に言いますと、パリ協定というのは、これはもう世界の避けて通れない方向であって、そのための新しい競争が劇化している。そのために、今までの計画というと大体5年とか10年とか、長くても15年だったのですが、あえて2050年という長期エネルギー目標というのを設定しなければならない。

ところが余りにもいろんなことがあり過ぎるので、今回の計画は、野心的な目標をまず立てるけれども、野心的な目標に対して、一つの路線でこれで行きましょうということは言いませんと。複数の選択肢を用意しますと。複数の選択肢について一体どういうふうにするんだということについて、真剣に日本の中でそれ

ぞれ考えて実践してくれと。レビューをして、科学的なメカニズム、彼らはレビューと言っているんですが、そういったものによって常にレビュー、レビューしていって、一体どの選択肢が日本としてやるべきかということで、脱炭素社会というものをつくっていきたいと、今までは聞いたことがないような目標が、あるいは戦略的な計画というものが間もなくつくられるようなんです。

これは国の話なんですけれども、国家公務員と国際的あるいは全国的規模で動いている大企業がやればいいという話ではなく、それの影響というのは自治体、地方にもあるし、実は我々の日常生活、全部あるわけであって、そろそろ本気になってこの問題を覚悟する場というものが、地域地域になければならないと思うのです。

その覚悟する場というのが、今、日本には覚悟する場がないんですけれども、 世界では一体どうなっているかというのが大変気になっているわけで、最近聞こ えてきますのはヨーロッパなんですね。

19世紀、20世紀は、化石燃料でいろんな文明の利器をつくってやってきた。脱炭素というのは、そういったものに依存していた都市とか、依存していた地域というのは、結局、雇用の問題から、まちのつくり方の問題から、あるいはそこにあるさまざまな問題から、全部見直さなければならない。かと言って反対だと、いつまでも反対するわけにいかない。どうやって自分の問題として、例えば2050年ぐらいに全く違うまち、全く違う地域、あるいは雇用形態、あるいはビジネス形態に切りかえていくかということについて、地域で議論を始めているんです。

最も典型的なのを言いますと、ドイツのルール地方です。ご存じのとおり、ケルンだとかデュッセルドルフだとかエッセンだとか、数十万から100万人ぐらいの都市が並んでいるところですが、石炭で栄え、さまざまな工業、自動車工業、いろんなものができたところです。そこで炭素はだめだよということは、要するに否定されているわけです。でも否定されて、はい、では撤退しますというわけにいかないということで、今や地方政府、それから労働組合、もちろん企業、それから諸団体というのが集まって、こういう議論を始めているんです。

それに対して専門家は、いろんな方々の意見というか、心配をどうやって将来 のまちづくりに反映させるかという絵づくりをやる。こういうような地域の議 論、専門家と一般社会との対話、政治はどうしたらいいかというのが始まってい る。

こういったものを、明日、日本でもやろうよ、あるいは杉並でやろうよといっ

ても、なかなかできないんですが、ただ、そういうところで競争が始まっているということを本当に認識しておかないと、マラソンでいえば、トップランナーがどんどん行って、中継車がトップランナーばかり映しますけれども、日本は、はるかかなたの第2グループ、第3グループで、そのうちその他、後ろのほうを走っているらしいですとか、中継しないようなランナーになっちゃうんじゃないかという非常に焦りを感じています。

杉並は、エネルギー基地があるわけじゃない、別にエネルギー産業があるわけ じゃないんですけれども、しかしそういったところでもうけたり、そういったと ころで収入を得ているような人たちが住宅を構えている、そうであるに違いない んです。あるいはそういった研究をしている研究者が実はたくさん杉並に住んで いるんです。

だから、地域社会ってどうしたらいいかということは大変に難しいのですけれども、そういう難しい時代に来ているんだということをぜひ共有しておきたいなと思って、一言申し上げた次第です。余分だと思わないでいただきたい。おどかしているわけじゃなくて本当の話なんです。よろしくお願いします。

以上です。

何かございますか。どうぞ。

N 委員

員 今の会長のお話に関連があるんですけれども、数年前から「杉並・地域エネルギー協議会」のメンバーがこの会に入っていない。協議会の方に聞きましたら、出ていく人材がないということで、申しわけないけどというお話は伺っているんですけれども、そういう関連団体からの代表者が出てこなければいけないのではないかと思っているんです。その辺のところのご努力よろしくお願いいたします。

会 長

ぜひそういう議論も審議会で継続していかなければならないので、事務局も大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

では、今日は以上で審議会を閉めさせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

それから任期で、これでおやめになる方も多いかと思いますけれども、本当に 長いことありがとうございました。

では以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。